

盛岡広域振興局長告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年2月13日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100495	新岩手農業協同組合	J A新しいわてホームヘルプステーション滝沢	滝沢市大釜外館114番地6	平成30年2月28日
0372100891	新岩手農業協同組合	J A新しいわてホームヘルプステーション西根	八幡平市田頭第39地割72番地2	〃
0372100925	新岩手農業協同組合	J A新しいわてホームヘルプステーション葛巻	岩手郡葛巻町葛巻第9地割35番地7	〃

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101188	新岩手農業協同組合	J A新しいわて雫石通所介護事業所	岩手郡雫石町町裏75番地1	平成30年2月28日

3 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100727	新岩手農業協同組合	J A新しいわて福祉レンタル	滝沢市大釜外館114番地6	平成30年2月28日

4 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100727	新岩手農業協同組合	J A新しいわて福祉レンタル	滝沢市大釜外館114番地6	平成30年2月28日